

中国地方社会保険医療協議会総会（第10回）

日時：平成24年7月18日（水）13:25～

会場：KKRホテル広島1階「末広」

○川崎（企画調整課長）

開始時間まで5分ほどありますが、委員の皆様全員お揃いになりましたので、これから第10回中国地方社会保険医療協議会総会を始めさせていただきます。

本日は、大変お暑い中、またお忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。これより会議を始めさせていただきます。

まず、本日の会議の成立についてご報告いたします。

協議会の定足数につきましては、「社会保険医療協議会令」第2条第2項において、「委員及び議事に関係のある臨時議員の半数以上、かつ支払側関係委員、診療側関係委員、公益関係委員それぞれ3分の1以上出席しなければならない」と規定されているところでございます。

委員20名に出席をお願いしました結果、本日は支払側委員の小村委員、診療側委員の森本委員、公益委員の磯田委員、井戸委員の4名がご欠席で、16名の委員がご出席ですので定足数を満たしており、本日の会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日は保険医療機関に対する行政処分に係る審議をお願いすることとしております。このため、「公開することにより、公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。」との議事規則第2条第1項ただし書きの規定により、会長と事前にご相談の上、会議を非公開としておりますことを併せてご報告申し上げます。

議事に入ります前に、本日お配りしております資料の確認をいたします。

お手元の資料をご覧ください。1枚目として「中国地方社会保険医療協議会総会（第10回）配付資料一覧」という1枚ものがございます。その下に、同じく1枚もので「議事次第」、続きまして「座席表」、続きまして3枚ものでホチキスで留めてあります「委員及び臨時委員の名簿」がございます。

次にクリップで留めた資料一式がございます。これは議題1に係る資料一式です。最初に、中国四国厚生局長から7月5日付けで中国地方社会保険医療協議会会長宛に発しました1枚ものの「保険医療機関の指定の取消について（諮問）」の写しがございます。続きまして、ホチキスで留めた「中国協議会 総-1-1 保険医療機関の指定の取消について」、その下に「総-1-2」としまして、「保険医療機関の指定の取消について」、先ほどの参考資料の1です。その下に「中国協議会 総-1-3」としまして、同じく参考資料の2がございます。

次は議題2に係る資料として、ホチキスで留めた2枚ものですが、「中国協議会 総-2

中国地方社会保険医療協議会議事規則第6条（裁決の特例）についての申合せ（案）」というのがございます。最後に「参考資料」として「関係法令・通知集」がございます。

以上になります。資料が不足している方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

なお、本日お配りしました資料のうち、議題1「保険医療機関の指定の取消について」に係る資料一式につきましては、この会議終了後に回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、開会に当たり、中国四国厚生局長の川尻よりご挨拶を申し上げます。

○川尻（厚生局長）

中国四国厚生局長の川尻でございます。本日の総会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

会長はじめ委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また本当に猛暑の中を、この第10回総会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から委員の皆様方には、厚生労働行政、特に医療保険行政にそれぞれのお立場で格別のご協力、ご支援を賜りまして、深く感謝を申し上げます。

本日は、平成24年度に入りましてから2回目の地医協総会ということになります。前回の総会におきましては、特段の案件がなければ、次の総会は定例総会として10月に開催したいと申し上げていたところですが、このたび、どうしても早期にご審議をいただかなければならない案件が生じました。そのため、こういうお暑い中、本当にお集まりいただきまして誠に恐縮でございますけれども、先ほど事務方から申し上げましたように、定足数を満たす16名の委員の方にお集まりいただきました。本当にありがとうございます。

本日の議題ですが、主な議題は1件です。そういう意味では、いつもの総会よりは時間はかからないのかなと思っておりますが、広島県の案件で保険医療機関の取消についてご審議をいただきます。

それから、副次的な案件としまして、前回もご審議いただきました議事規則の第6条、採決の特例の関係ですが、それについてご決定をいただきました際に、この規定の運用につきまして、より明らかにするために申合せ事項のようなものをこの協議会として決めるかどうかというお話がありました。そのため、私どものほうでその案として、いわば一事不再議というべき案件に当たるようなものを文字に落としとして案をつくっておりますので、それをお諮りしたいと思っております。

以上でございますが、委員の皆様方におかれましては、何とぞ活発なご審議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

○川崎（企画調整課長）

続きまして、前回の総会以降に委員が2名、臨時委員が1名交代となっておりますので

ご報告いたします。

診療側委員として檜谷義美委員が退任され、後任として、平成 24 年 6 月 25 日付けで松村誠委員が発令されております。また、欠員補充として、同じく平成 24 年 6 月 25 日付けで加藤哲也委員が発令されております。

臨時委員では、支払側臨時委員として西尾慎一臨時委員が退任され、後任として平成 24 年 6 月 25 日付けで花原秀明臨時委員が発令されております。

それでは、松村委員及び加藤委員から簡単な自己紹介をいただければと思います。

まずは松村委員、よろしくお願いいたします。

○松村委員

広島県医師会の松村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○川崎（企画調整課長）

ありがとうございます。次に加藤委員、よろしくお願いいたします。

○加藤委員

広島県薬剤師会の副会長をしております加藤と申します。よろしくお願いいたします。

○川崎（企画調整課長）

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきたいと思いますが、ここからは田邊会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○田邊会長

田邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、議事録の署名をお願いする委員の方ですが、私のほかに 2 名必要ということですので、支払側委員から西田委員を、診療側委員から、新任で恐れ入りますが松村委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

お二人には後日、事務局からご連絡申し上げて、ご確認の上、署名をお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。

【議題 1】 保険医療機関の指定の取消について（広島）

※議題 1 については、中国地方社会保険医療協議会議事規則第 7 条第 3 項の規定に基づき、議事要旨を公開する。

<議事要旨>

議題 1 として、保険医療機関の指定の取消について、出席委員 16 名で審議を行った。

事務局からの事案の説明及び質疑を行った後の採決の結果、出席委員16名中、15名の賛成により、本保険医療機関が重大な過失によって不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったことが、保険医療機関の指定の取消事由を定めた健康保険法第80条第1号、第2号及び第3号に該当するとされ、取消を了承するとの答申がなされた。

【議題2】中国地方社会保険医療協議会議事規則第6条（採決の特例）についての申合せ

○田邊会長

続きまして、次の議題に入ります。前回お話になりました、中国地方社会保険医療協議会議事規則第6条の「採決の特例」についての申合せでございます。本件につきましては、前回以来、先ほどお話もありましたように事務局のほうでご整理をいただいたということで、その経緯も含めまして説明をお願いいたします。

○嶋崎（総務管理官）

総務管理官の嶋崎でございます。議題2の「中国地方社会保険医療協議会議事規則第6条（採決の特例）についての申合せ（案）」につきまして、ご説明をさせていただきます。資料は「総-2」ということでお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

まず大変恐縮ですが、この「総-2」の資料の後ろに、参考資料といたしまして「関係法令・通知集」というものをお配りしております。こちらの6ページをご覧いただきたいと思っております。

6ページの真ん中より少し上、「採決の特例」ということで「第6条」とございます。「会長は、大規模災害の発生その他の事由により協議会を開催して協議を行うことが適当でないと認めるときは、持ち回りその他の適切な方法により、採決を求めることができる」と規定をされております。

これにつきましては、冒頭にありましたように、前回の総会におきまして議事規則の改正を行い、この特例制度を導入したところであります。施行が6月1日からということでございます。

その際に、委員の皆さまから「大規模災害の発生その他の事由により」の、この「その他の事由」について慎重に取り扱っていただきたい、あるいは、できる限り具体的・限定的に表現をしたほうが良い、また解釈を明確化すべきといったご意見を頂きました。

また、「持ち回りその他の適切な方法により」の「その他の適切な方法」についても、内容が不明確とのご指摘を受けまして、会長から次回の総会までに協議会の申合せというかたちで整理してはどうかというご提案を頂き、委員の皆さまのご了解をいただいたということが経緯でございます。そういうことで、本日お配りしております資料「総-2」とい

たしまして、採決の特例についての申合せ案を提案させていただきました。

それでは中身に入ります。まず申合せ事項の1としまして、『『その他の事由』の運用について』ですが、具体的な解釈として『『その他の事由』とは、当協議会が過去に議決した事案について重ねて同様の申請がなされた場合とし、具体的には次に掲げるものとする』といたしまして、ケースを限定したところでございます。

一つは、(1)「保険医等の登録取消を二度以上受けた者から保険医等の登録申請があった場合」と、もう一つは(2)「保険医等の取消処分を受けてから5年が経過していない者（執行停止期間を除き5年が経過していない者を含む）から保険医等の登録申請があった場合」としております。いずれのケースも関係法令の規定、あるいは通達の取り扱いにより、その議決内容に代わり得る余地がない事例として限定をさせていただきました。

続きまして、2「その他の適切な方法」の運用についてでございます。「その他の適切な方法」とは、具体的には「事務局から各委員に審議資料を送付し、各委員から事務局に書面又は電子媒体により、事案の賛否及び採決方法についての意見を求め、その結果に基づき会長が事案の最終決定を行う方法とする」というものでございます。

その際の様式につきまして、2枚目にお示ししてございます。まず1といたしまして、議題に係る採決についての賛否、賛成あるいは反対と。それから2といたしまして、協議会を開催しないことについての特段のご意見があればご記入いただきということで、2に意見の記入欄を設けております。そして事務局経由になりますが、会長にご提出いただくというようなことでございます。本日、この場にてご承認いただいた場合には、協議会による申合せとして運用してまいりたいと考えております。

なお、実際の運用に当たりましては慎重に取り扱うこととし、他の取消等の事案があった場合には、総会を開催し、通常どおり総会での審議事項ということで取り扱うということにしたいと考えております。以上でございます。

○田邊会長

以上の説明について、何かご質問、ご意見がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほどの第6条の第2項で、その結果につきましても各委員にご通知申し上げるというふうになっていますのでよろしく申し上げます。

それでは、採決に移りますがよろしいでしょうか。採決は挙手によってお願いしたいと思います。

それでは、今の中国地方社会保険医療協議会議事規則第6条の「採決の特例についての申合せ」につきまして、ご賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の数確認)

○田邊会長

全員、16名が賛成ということで、過半数以上ですので可決されました。本件につきましても以上で終わります。

以上で、今日用意しました議題は全て終了いたしました。次回の日程につきまして、事務局のほうからご説明をお願いします。

○川崎（企画調整課長）

次回の定例総会につきましては10月を予定しております。時期が近づきましたら、委員の皆さまと日程を調整の上、ご案内をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

本日、答申を頂いた広島の案件の今後の予定につきましては、7月20日に当事者に7月31日付けで取消の通知をした後、同日、報道発表を行う予定としております。

本日の議事内容について外部からお問い合わせがあった場合には、「中国四国厚生局にお問い合わせいただきたい」とお答えいただきますようお願い申し上げます。

なお、本日の会議は非公開で開催しましたので、誠に恐れ入りますが、議題1の「保険医療機関の指定の取消について」に係る資料一式につきましては、その場にお残しくださるようお願いいたします。

また後日、委員の皆さまには議事録及び議事要旨の原案をお送りいたしますので、内容の確認等のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

○田邊会長

それでは、以上で本日の総会を終わります。長時間、ご協力いただきありがとうございました。

(終了)